



長野県報

1月19日(木)
令和5年
(2023年)
第373号

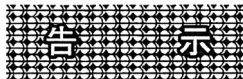
目次

告示

社会福祉士及び介護福祉士法に基づく特定行為業務を行う者の登録(介護支援課).....	1
土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除(水大気環境課).....	1
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	2
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(3件)(森林づくり推進課).....	2
公共測量の実施(3件)(建設政策課).....	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課).....	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課).....	5

公告

特定調達契約に係る一般競争入札(2件)(財産活用課).....	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧(産業政策課).....	10
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による届出及び届出書等の縦覧(産業政策課).....	11
県営土地改良事業の工事の完了(農地整備課).....	12
特定調達契約に係る落札者の決定(生活排水課).....	12



長野県告示第23号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第27条第1項の特定行為業務を行う者の登録を次のとおり行いました。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

(登録特定行為事業者 介護医療院)

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	登録した年月日
医療法人元山会	医療法人元山会 中村病院 介護医療院えんらいふ	長野県塩尻市広丘高出1612-3	令和5年1月16日

介護支援課

長野県告示第24号

令和4年長野県告示第576号により土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の指定をした形質変更時要届出区域(同条第2項に規定する形質変更時要届出区域をいう。以下同じ。)の全部について、同条第2項の規定によりその指定を解除します。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定を解除する形質変更時要届出区域
中野市大字中野字谷地200番16の一部、200番17の一部及び200番18の一部

- 2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類鉛及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去

水大気環境課

長野県告示第25号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字大河原1360の1、1360の2、1361、1362の1、1362の2、1364の7、1371、1532の1、1554の1、4560、4562の2、4596の1、4596の3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第26号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大町市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
大町市（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第27号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡長和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、長和町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
長和町（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第28号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
下伊那郡松川町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第29号

長野県南信州地域振興局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 基準点測量

2 作業期間

令和4年11月29日から令和5年3月10日まで

3 作業地域

下伊那郡阿南町

建設政策課

長野県告示第30号

駒ヶ根市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 街区基準点改測

2 作業期間

令和4年11月17日から令和5年3月15日まで

3 作業地域

駒ヶ根市

建設政策課

長野県告示第31号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和5年1月19日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 3級基準点 座標補正

2 作業期間

令和5年1月30日から令和5年3月30日まで

3 作業地域

北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県諏訪建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月19日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃 敏 成

1 (1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 142号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪郡下諏訪町541番の11地先から 諏訪郡下諏訪町3920番の3地先まで	旧	m 14.7 ~ 17.5	km 0.0249
同 上	新	20.0 ~ 29.9	0.0249

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路 線 名 諏訪箕輪線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
諏訪市大字湖南字青山8300番の240地先から 諏訪市大字湖南字青山8300番の240地先まで	旧	m 5.5 ~ 8.0	km 0.0225
同 上	新	17.5 ~ 19.5	0.0225

道路建設課

長野県諏訪建設事務所告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月19日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃 敏 成

1 (1) 路 線 名 142号

(2) 供用を開始する区間

諏訪郡下諏訪町541番の11地先から
諏訪郡下諏訪町3920番の3地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和5年1月19日

2 (1) 路 線 名 諏訪箕輪線

(2) 供用を開始する区間

諏訪市大字湖南字青山8300番の240地先から
諏訪市大字湖南字青山8300番の240地先まで

(3) 供用を開始する期日 令和5年1月19日

道路建設課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和5年2月7日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和5年1月19日

長野県北信建設事務所長 関 克 浩

1 路 線 名 403号

2 供用を開始する区間

下高井郡木島平村大字上木島字小松原2468番の1地先から
下高井郡木島平村大字上木島字小松原2465番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和5年1月19日

道路建設課